

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 情報提供義務の適用除外（規則第 227 条の 2）</p> <p>ア. ~ウ. (略)</p> <p>（新設）</p> <p><u>エ.</u> 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏（保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定す</p>	<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 情報提供義務の適用除外（規則第 227 条の 2）</p> <p>ア. ~ウ. (略)</p> <p><u>エ.</u> 規則第 227 条の 2 第 8 項に規定される場合においては、予めいずれの者が保険契約者及び被保険者に対し情報の提供を行うか取決めを行っておくなど、情報の提供が行われるよう措置を講じる必要がある。</p> <p><u>オ.</u> 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 9 項第 1 号に規定する保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏（保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定す</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>る「旧氏」をいう。以下同じ。) を使用する場合は、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）について、以下の点に留意しているか。</p> <p>ア. 生命保険会社は、<u>生命保険募集人及び保険仲立人</u>（以下、II-4-2-2(8)③において「生命保険募集人等」という。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p>イ・ウ. (略)</p> <p>(9)～(17) (略)</p> <p>II-4-3 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）</p> <p>II-4-3-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>II-4-3-2-2 主な着眼点</p>	<p>る「旧氏」をいう。以下同じ。) を使用する場合は、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）について、以下の点に留意しているか。</p> <p>ア. 生命保険会社は、<u>生命保険募集人、保険仲立人及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第 3 項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）</u>（以下、II-4-2-2(8)③において「生命保険募集人等」という。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集<u>及び</u>保険媒介業務を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p>イ・ウ. (略)</p> <p>(9)～(17) (略)</p> <p>II-4-3 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）</p> <p>II-4-3-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>II-4-3-2-2 主な着眼点</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>保険会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>保険代理店</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、顧客から保険会社への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。</p> <p>また、当該苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から保険会社へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>保険会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>保険代理店及び金融サービス仲介業者</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、顧客から保険会社への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。</p> <p>また、当該苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から保険会社へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>II-4-5 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>II-4-5-2 主な着眼点</p> <p>(1) 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 顧客等に関する情報の取扱いを委託(注)する場合は、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、保険会社</p>	<p>II-4-5 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>II-4-5-2 主な着眼点</p> <p>(1) 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 顧客等に関する情報の取扱いを委託(注)する場合は、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、保険会社</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>が<u>保険代理店</u>を含む他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む（以下、Ⅱ-4-5-2において同じ。）。</p> <p>ア. <u>保険代理店</u>を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。</p> <p>イ. <u>保険代理店</u>を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。</p> <p>ウ. <u>保険代理店</u>を含む外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。</p> <p>その上で、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。</p> <p>さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先において定期的又は隨時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。</p>	<p>が<u>保険代理店及び金融サービス仲介業者</u>を含む他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む（以下、Ⅱ-4-5-2において同じ。）。</p> <p>ア. <u>保険代理店及び金融サービス仲介業者</u>を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。</p> <p>イ. <u>保険代理店及び金融サービス仲介業者</u>を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。</p> <p>ウ. <u>保険代理店及び金融サービス仲介業者</u>を含む外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。</p> <p>その上で、<u>保険代理店及び金融サービス仲介業者</u>を含む外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。</p> <p>さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、<u>保険代理店及び金融サービス仲介業者</u>を含む外部委託先において定期的又は隨時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>エ. 二段階以上の委託が行われた場合には、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。</p> <p>ア・イ. (略)</p> <p>ウ. クレジットカード情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行っているか。</p> <p>エ. クレジットカード情報等について、二段階以上の委託が行われた場合には、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先が再委託先等の事業者を十分に監督していると認められる場合を除き、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行う等、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>エ. 二段階以上の委託が行われた場合には、<u>保険代理店</u>及び<u>金融サービス仲介業者</u>を含む外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。</p> <p>ア・イ. (略)</p> <p>ウ. クレジットカード情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、<u>保険代理店</u>及び<u>金融サービス仲介業者</u>を含む外部委託先において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行っているか。</p> <p>エ. クレジットカード情報等について、二段階以上の委託が行われた場合には、<u>保険代理店</u>及び<u>金融サービス仲介業者</u>を含む外部委託先が再委託先等の事業者を十分に監督していると認められる場合を除き、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行う等、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
II-5 その他	II-5 その他
II-5-1 保険会社の事務の外部委託	II-5-1 保険会社の事務の外部委託
II-5-1-1 意義 各保険会社においては、経営の効率化が課題となっており、これまで以上に広範に事務の外部委託が行われることが想定される。各保険会社が事務の外部委託を行う際には、委託事務の内容等に応じ、顧客保護又は経営の健全性を確保する観点から十分な対応を行っているか。 (注1) 上記における事務の外部委託とは、保険会社が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該保険会社以外（生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人に該当しないものを指す。）に委託することをいう。	II-5-1-1 意義 各保険会社においては、経営の効率化が課題となっており、これまで以上に広範に事務の外部委託が行われることが想定される。各保険会社が事務の外部委託を行う際には、委託事務の内容等に応じ、顧客保護又は経営の健全性を確保する観点から十分な対応を行っているか。 (注1) 上記における事務の外部委託とは、保険会社が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該保険会社以外（生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人及び金融サービス仲介業者に該当しないものを指す。）に委託することをいう。
(注2)・(注3) (略)	(注2)・(注3) (略)
III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点	III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点
III-2 保険業法等に係る事務処理	III-2 保険業法等に係る事務処理
III-2-2 子会社等	III-2-2 子会社等
III-2-2-1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (1) (略) (2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。	III-2-2-1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (1) (略) (2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>① 保険会社の保険業に係る業務の代理（規則第 56 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行 　・ 規則第 51 条に掲げる業務の範囲内となっているか。</p> <p>②～⑧ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>V 保険仲立人関係</p> <p>V－1 登録事務</p> <p>V－1－10 廃業等の届出</p> <p>規則別紙様式第 23 号に規定する廃業等届出書の記載要領等は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「届出に係る者との関係」は、法第 290 条第 1 項第 2 号から第 6 号に定める届出者が届出を行う場合に、届出者の資格（例えば、相続人等）を記載する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>V－4 他の募集人等との関係</p> <p>保険仲立人と<u>保険募集人</u>（法第 2 条第 23 項に規定する「保険募集人」をいう。V-4において同じ。）との兼営等禁止（法第 2 条第 25 項、法第 275 条第 1 項第 4 号、法第 279 条第 1 項第 7 号、第 10 号及び第 11 号並びに法第 289 条第 1 項第 7 号から第 9 号まで）<u>及び</u>保険仲立人の誠実義務（法第 299 条）の趣旨に照らし、保険仲立人の適切な業務運営を確保するため、以下に掲げる事項に特に留意するものとする。</p>	<p>① 保険会社の保険業に係る業務の代理（規則第 56 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 2 号の 2 に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行 　・ 規則第 51 条に掲げる業務の範囲内となっているか。</p> <p>②～⑧ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>V 保険仲立人関係</p> <p>V－1 登録事務</p> <p>V－1－10 廃業等の届出</p> <p>規則別紙様式第 23 号に規定する廃業等届出書の記載要領等は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「届出に係る者との関係」は、法第 290 条第 1 項第 2 号から第 7 号に定める届出者が届出を行う場合に、届出者の資格（例えば、相続人等）を記載する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>V－4 他の募集人等との関係</p> <p>保険仲立人と<u>保険募集人</u>（法第 2 条第 23 項に規定する「保険募集人」をいう。V-4において同じ。）及び<u>金融サービス中介業者</u>との兼営等禁止（法第 2 条第 25 項、法第 275 条第 1 項第 4 号、法第 279 条第 1 項第 7 号、第 10 号及び第 11 号並びに法第 289 条第 1 項第 7 号から第 9 号まで）<u>並びに</u>保険仲立人の誠実義務（法第 299 条）の趣旨に照らし、保険仲立人の適切な業務運営を確保するため、以下に掲げる事項に特に留意するものとする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>V－4－1 他の保険募集人との関係</p> <p>(1) 保険募集の委託</p> <p>① 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、保険会社及び少額短期保険業者（以下、V－4、－5において「保険会社等」という。）、<u>保険会社等を代表する役員、保険募集人及び他の保険仲立人</u>に対して保険募集を委託し、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料、報酬その他の対価（以下、「手数料等」という。）の支払いを行っていないか。</p> <p>② 保険募集人が、<u>保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者</u>に対して保険募集を委託し、又は保険募集に関する手数料等の支払いを行っていないか。</p> <p>③ 保険会社等又は保険会社等を代表する役員が、<u>保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者</u>に対して保険募集を委託していないか。</p> <p>(2) 共同の行為</p> <p>① 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、<u>保険会社等又は保険募集人</u>と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。</p>	<p>V－4－1 他の保険募集人等との関係</p> <p>(1) 保険募集の委託</p> <p>① 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、保険会社及び少額短期保険業者（以下、V－4、－5において「保険会社等」という。）、<u>保険会社等を代表する役員、保険募集人、金融サービス仲介業者及び他の保険仲立人</u>に対して保険募集を委託し、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料、報酬その他の対価（以下、「手数料等」という。）の支払いを行っていないか。</p> <p>② 保険募集人が、<u>保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者、金融サービス仲介業者又はその保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用者</u>に対して保険募集を委託し、又は保険募集に関する手数料等の支払いを行っていないか。</p> <p>③ 保険会社等又は保険会社等を代表する役員が、<u>保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者、金融サービス仲介業者（保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）</u>又は<u>その保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用者</u>に対して保険募集を委託していないか。</p> <p>(2) 共同の行為</p> <p>① 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、<u>保険会社等、保険募集人又は金融サービス仲介業者（顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）</u>と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>② 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、原則として、<u>保険会社等又は保険募集人</u>に保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>く)と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。</p> <p>② 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、原則として、<u>保険会社等、保険募集人又は金融サービス仲介業者（顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）</u>に保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。</p> <p>③ <u>保険会社等又は保険募集人が、保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）</u>と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。</p>
<p>(新設)</p>	<p>④ <u>保険会社等又は保険募集人が、原則として、保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）</u>に保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。</p>
<p>(3) 店舗共用</p> <p>保険仲立人がその保険募集を行う事務所を、<u>保険募集人又は他の保険仲立人の保険募集を行う事務所</u>と同一建物内に設置していないか。ただし、専有部分が独立区分されていること、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されていること等、顧客に混同が生じないよう十分手当てがなされている場合には、基本的に問題ないものとみなす。</p>	<p>(3) 店舗共用</p> <p>保険仲立人がその保険募集を行う事務所を、<u>保険募集人、金融サービス仲介業者又は他の保険仲立人の保険募集又は保険媒介業務を行う事務所</u>と同一建物内に設置していないか。ただし、専有部分が独立区分されていること、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されていること等、顧客に混同が生じないよう十分手当てがなされている場合には、基本的に問題ないものとみなす。</p>
<p>(4) 情報提供</p> <p>保険仲立人又はその役員若しくは使用者が、自己が顧客から得た非公開情報の<u>保険募集人又は他の保険仲立人</u>への提供を行</p>	<p>(4) 情報提供</p> <p>保険仲立人又はその役員若しくは使用者が、自己が顧客から得た非公開情報の<u>保険募集人、金融サービス仲介業者又は他の</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>っていないか。また、保険仲立人又はその役員若しくは使用人が、<u>保険募集人又は他の保険仲立人が顧客から得た非公開情報の提供を受けていないか。</u>ただし、当該情報の提供につき事前に当該顧客の個別の同意がある場合には、基本的に問題ないものとみなす。</p> <p>V-4-2 関係募集人との関係</p> <p>保険仲立人に自己と一定の資本関係のある<u>保険募集人（保険仲立人の議決権を実質25%以上保有又は保険仲立人が実質25%以上の議決権を保有している保険募集人をいう。）</u>が存在する場合において、コンピューターの共用に関して、保険仲立人と関係募集人のそれぞれの端末から他方の情報へのアクセスができないようなシステム設計が講じられているか。</p>	<p><u>保険仲立人への提供を行っていないか。</u>また、保険仲立人又はその役員若しくは使用人が、<u>保険募集人、金融サービス仲介業者又は他の保険仲立人が顧客から得た非公開情報の提供を受けていないか。</u>ただし、当該情報の提供につき事前に当該顧客の個別の同意がある場合には、基本的に問題ないものとみなす。</p> <p>V-4-2 関係募集人等との関係</p> <p>保険仲立人に自己と一定の資本関係のある<u>保険募集人又は金融サービス仲介業者（保険仲立人の議決権を実質25%以上保有又は保険仲立人が実質25%以上の議決権を保有している保険募集人又は金融サービス仲介業者をいう。）</u>が存在する場合において、コンピューターの共用に関して、保険仲立人と関係募集人等のそれぞれの端末から他方の情報へのアクセスができないようなシステム設計が講じられているか。</p>